

## 平成 29 度 住宅建築技術高度化・展開推進事業

### 住宅建築技術高度化・展開推進事業（うち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業） を行う補助事業者の募集（平成 29 年度第 2 回公募）についての公示

平成 29 年 10 月 20 日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

平成 29 年度住宅建築技術高度化・展開推進事業のうち基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

#### 1. 事業概要

##### 1) 事業名

住宅建築技術高度化・展開推進事業（うち、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業）

##### 2) 事業目的

住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、基準や制度の普及促進を総合的に推進する。

##### 3) 事業内容

本募集（平成 29 年度第 2 回公募）においては、以下の取組を行う事業を公募の対象とする。

①技術基盤強化のための調査

②住宅・建築物の生産体制の強化に関する取組

#### 2. 公募期間

平成 29 年 10 月 20 日(金)16 時 00 分～平成 29 年 11 月 9 日(木)18 時 00 分

(必着)

#### 3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

- 5) その他、提案事業を適確に遂行するために、各事業内容に応じて必要となる知識等を有するものであること。

#### 4. 公募対象事業

以下の①から②のいずれかの取組みを行う事業を公募対象とする。

##### ①技術基盤強化のための調査

- 例) ・建築物の改修等を推進するに当たって基礎的な情報となる建築物ストックの耐震性、省エネ性、バリアフリー性、劣化状況、改修の有無等を明らかにするためのデータ等の収集・分析  
・室内空気中の健康に影響を及ぼす可能性のある物質に関するデータ等の収集・分析

##### ②住宅・建築物の生産体制の強化に関する取組

- 例) ・資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者による住宅・建築物の総合的な地域生産体制や、その生産体制を担う人材の確保・育成に関する調査に関する事業

#### 5. 補助金の額

定額とする。

#### 6. 説明書の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成29年10月20日(金)16時00分～平成29年11月9日(木)18時00分

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

#### 7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

##### (1) 提出期限

平成29年11月9日(木)18時00分まで(必着)

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

##### (3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

##### (4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 野口、久保

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、F A X等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

## 8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

## 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。